

金融審議会ワーキング・グループにおける クラウドファンディングについての討議内容

(9月10日 第4回会合の議事要旨)

- 現状、一項有価証券であっても、1億円未満の自己募集には特段の開示規制等がないが、ここに仲介者が入ることで、より広範な投資者が勧誘される可能性が生じる。従って、発行総額や一人当たりの出資額に上限を設けることにより、問題を回避することが必要ではないか。
- 契約締結前交付書面において詳細な記載を求めることは、仲介者にとって負担が大きいため、慎重に検討される必要がある。アメリカの制度等を参考に、発行者に関する一定の情報を、仲介者のウェブサイト上で開示させることも考えられるのではないか。
- 発行体のデューデリジェンスを適切に行える能力を有している等、仲介者のクオリティーを確保することが重要である。
- 法令に規定された事項を自主規制ルールで明確化していくことが必要であり、こうした観点から自主規制機関の役割も重要となる。
- とりわけ株式型クラウドファンディングについては、反社会的勢力が入って来ないような慎重な検討が必要である。
- クラウドファンディングにおいては、投資家保護及び市場における効率的な資金配分という観点からも、適切な情報提供がなされることが重要であり、提供される情報の内容、情報提供の方法や、情報提供に際して仲介者の果たす役割を十分に検討することが必要。